

① 消費生活について

名古屋市では消費生活センターを設置し、「買ったものやサービスでトラブルになった」、「ものやサービスの勧誘を受けて困った」、「クーリング・オフしたい」などの消費者トラブルについての相談を受け付けています。また、消費者トラブルを未然に防ぐため、様々な講座や情報提供を行っています。

本アンケートは、消費生活について市民の皆さまの意見をおたずねし、今後の消費者施策を検討する上での参考とするものです。

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

<消費者トラブルについて>

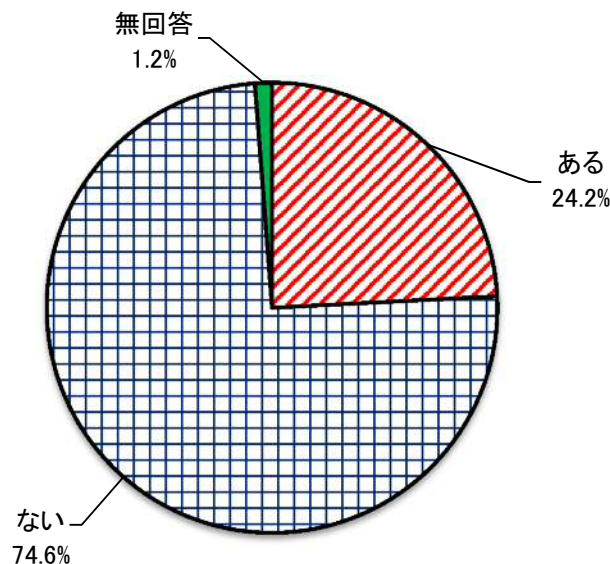
令和元年度に名古屋市が受け付けた消費生活相談としては、ハガキやメールによる架空請求やインターネット通販に関するトラブルが多くなっています。

インターネット通販の事例では、健康食品や化粧品を1回限りのお試し購入で注文したつもりが、定期購入だったというトラブルが、前年度から大幅に増加しました。

他にも、浄水器等の訪問販売、ネット回線やスマホの契約、家屋や水道の修繕工事、賃貸アパート、旅行や結婚式の解約など、消費生活に関する様々な相談が寄せられています。

問1 あなたは、消費者トラブルに遭ったことがありますか（困ったり嫌な思いをしたりしたことを含む）。（○は1つだけ）

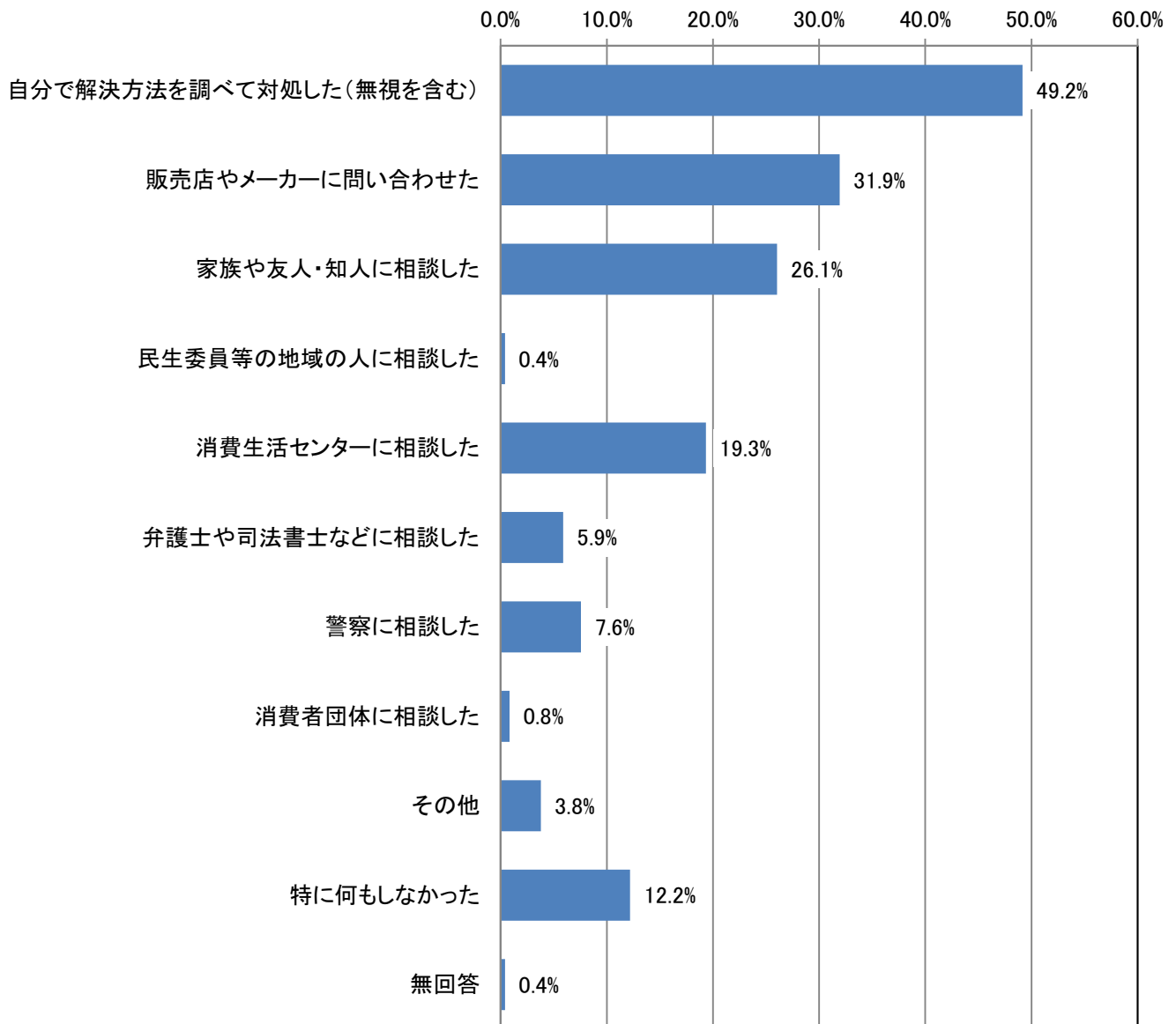
N=984



《問1で1と答えた方（消費者トラブルに遭ったことがある方）におたずねします。》

問2 あなたが消費者トラブルに遭った（困ったり嫌な思いをしたりしたことを含む）とき、どのような行動を取りましたか。（○はいくつでも）

N = 238



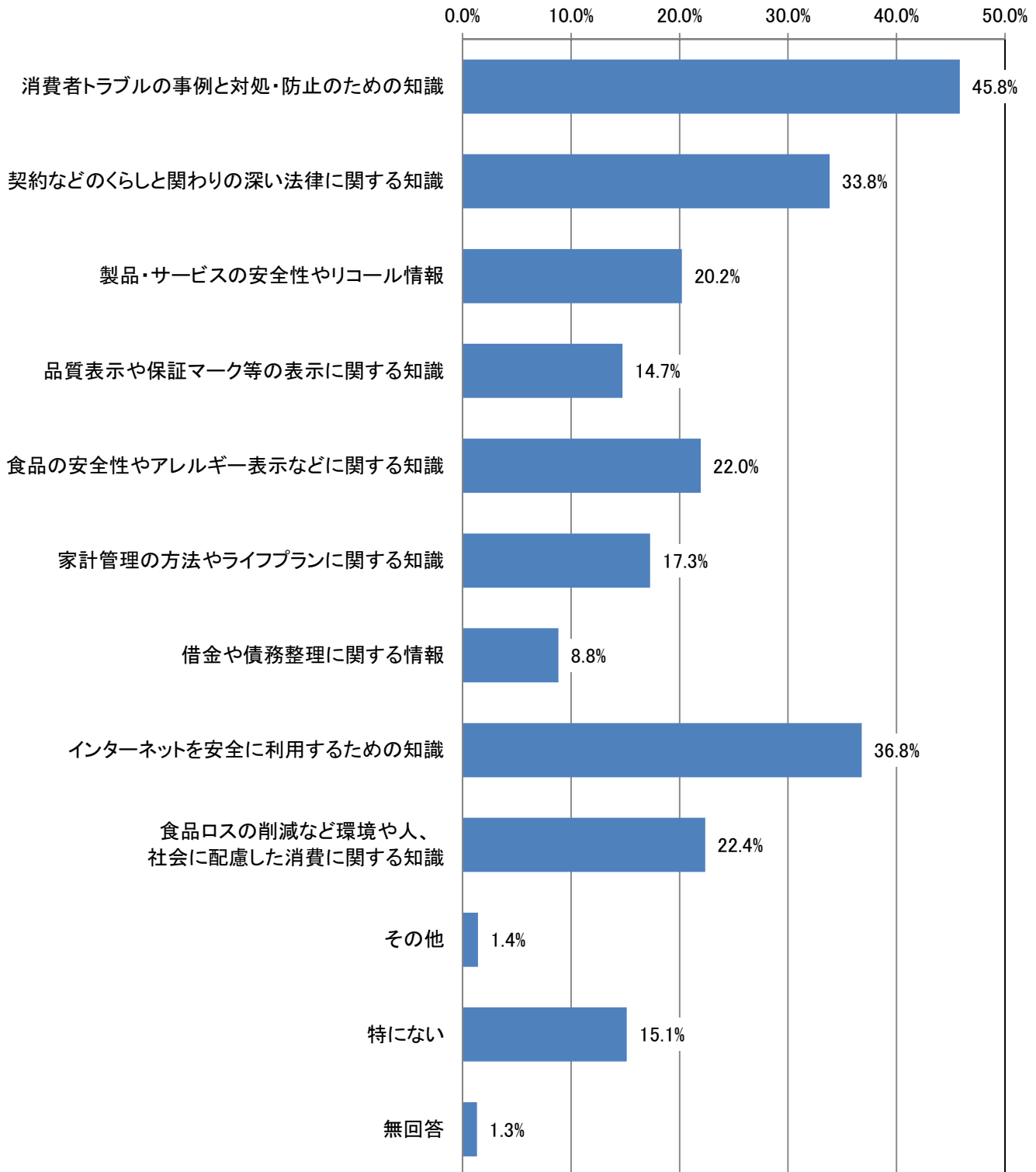
《すべての方におたずねします。》

＜消費者教育・啓発について＞

名古屋市では、消費者である市民の皆さま一人ひとりが、消費生活に関する知識を学び、消費者トラブルを防ぐとともに、「かしこい消費者」となることを目指して、情報発信や消費生活に関する講座・イベントの開催、講師派遣等を行っています。

問3 消費生活に関して、あなたが学んでみたいことはどんなことですか。(〇はいくつでも)

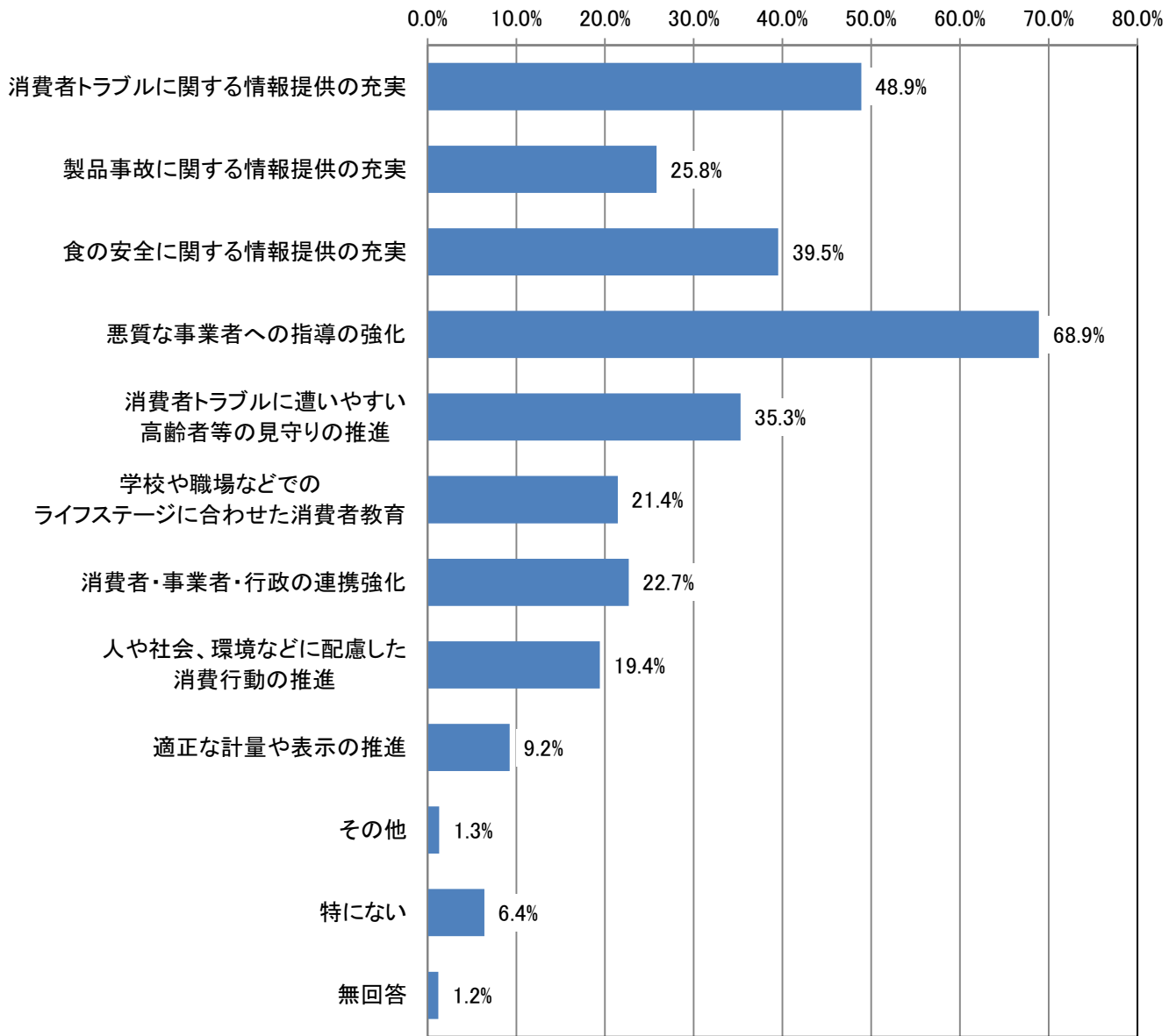
N = 984



<消費者施策について>

問4 市民の消費生活の安定や向上のために、市の取り組みとして、どのようなことを期待しますか。(〇はいくつでも)

N=984

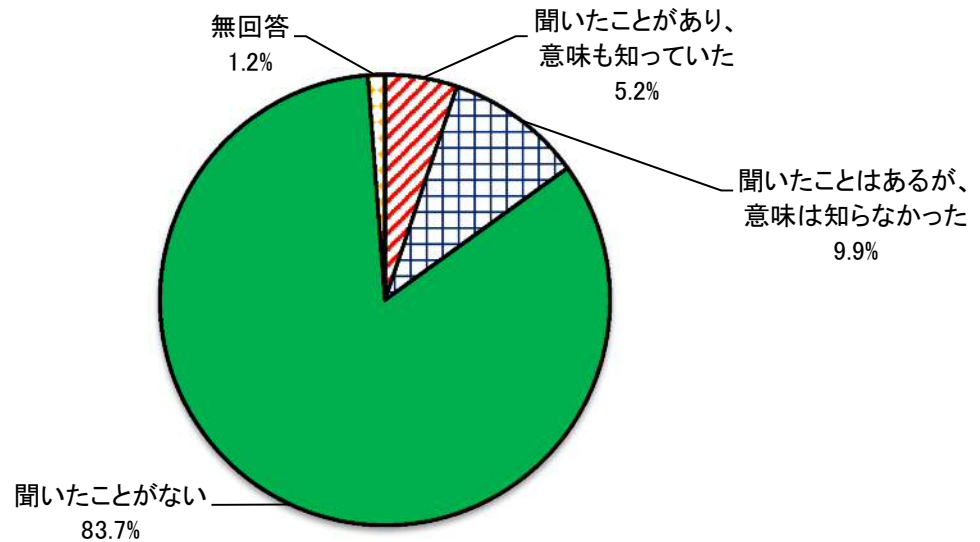


<エシカル消費について>

「エシカル消費」＝「人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費すること」
普段の生活にエシカル消費を取り入れることで、社会的課題や環境問題の解決につながります。

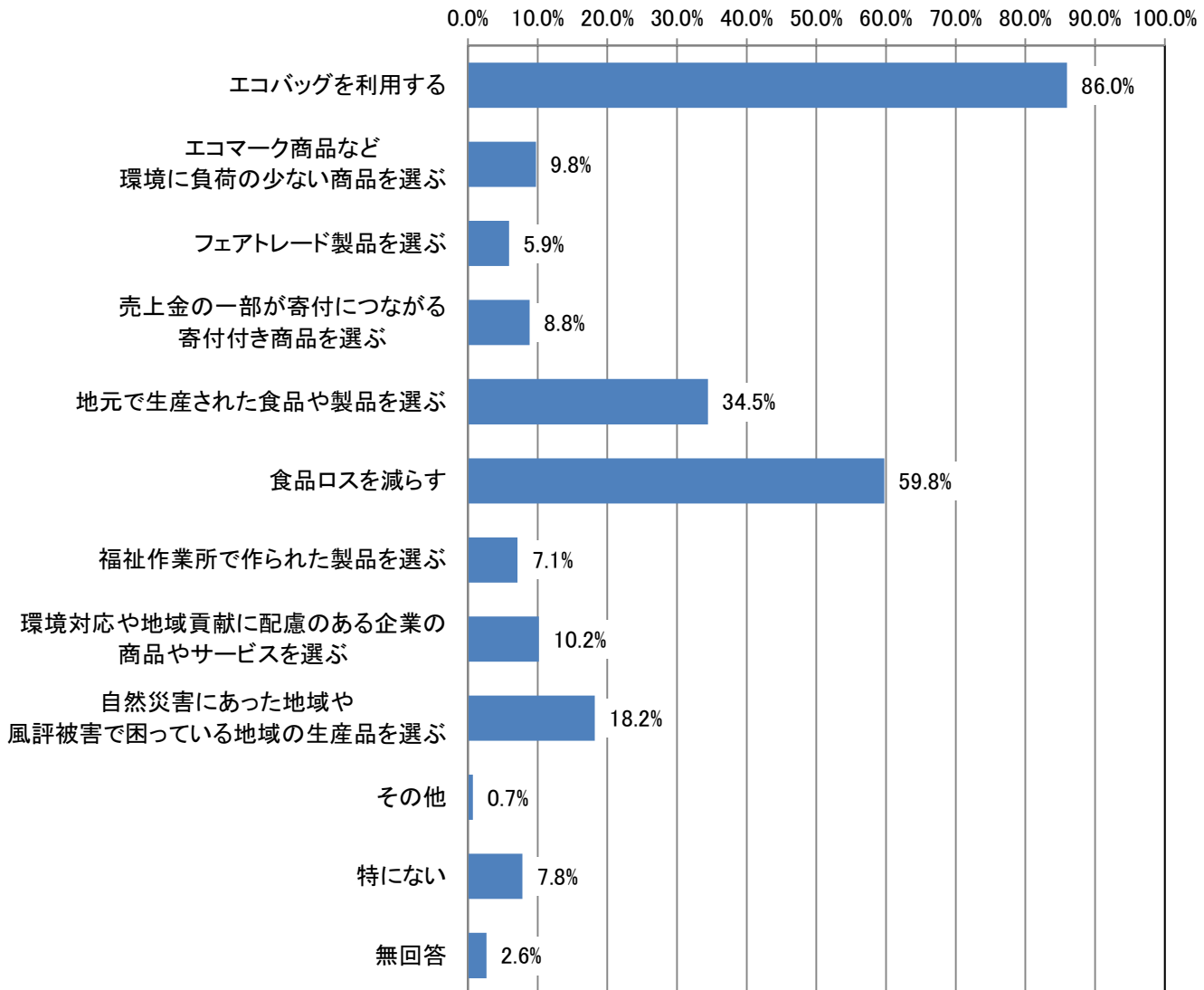
問5 あなたは、「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか。(○は1つだけ)

N=984



問6 「エシカル消費」につながる行動として、あなたの家庭で実践しているものはありませんか。(〇はいくつでも)

N=984



消費生活に関する相談は

○名古屋市消費生活センター 電話：052-222-9671（くろーない）

（月～土曜日（祝休日・年末年始を除く） 9：00～16：15）

※「金融商品・若者・高齢者悪質商法特別相談」、

「サラ金・多重債務特別相談」も受け付けています。

詳しくは、[名古屋市消費生活センター](#) で [検索](#)

又は

QRコードからアクセス⇒



○消費者ホットライン

電話：局番なしの188（いやや）

（年末年始を除く毎日、お近くの相談窓口につながります）